

論点Ⅰ 関連資料

（その２ 入団促進活動事例等）

- 1 「消防団の充実強化に関する検討会」（平成 22 年 12 月）で示された内容に関するアンケート調査結果
- 2 消防団入団促進活動事例
- 3 消防団幹部候補中央特別研修（平成 24 年 2 月）の受講生に対するアンケート結果
- 4 新時代に対応した消防団運営 充実強化方策と消防団活動事例
（財団法人日本消防協会提供）
- 5 諸外国における団員確保に関する支援措置
（「地域総合防災力の充実方策に関する小委員会」（平成 22 年 12 月）報告書より）

「消防団の充実強化に関する検討会報告書」(平成23年12月)で示された内容に関するアンケート調査結果

調査期間：平成24年4月6日～
平成24年4月25日

全国集計
(N=2172)

1 消防団員の入団促進

- (1) 消防本部と防災部局との連携による消防団員の入団促進
- (2) 土木機器の操作やライフセービング技術など専門的な能力を持っている団員の入団促進（機能別団員を含む）

回答数	%
408	18.8%
119	5.5%

2 消防団の活動環境の整備等

- (1) 被雇用者団員等の活動環境の整備

- ① 事業所単位での大規模災害対応などを目的とした分団の設置
- ② 消防団の訓練及び諸行事等の年間スケジュールの早期提示（半年以上前に計画を提示している）

84	3.9%
1551	71.4%

- (2) 消防団員の士気の維持・向上等

- ① 一定の技能を修得した消防団員を評価する仕組み（例えば、表彰、報酬アップ、階級の上位格付けなど。）
- ② 若い消防団員等にも目を向けた表彰及び配偶者等の内助の功に報いるための家族表彰等の実施
- ③ 消防操法以外の技術についても成果を示す場を設けている（救助技術大会の実施など）

322	14.8%
859	39.5%
323	14.9%

- (3) 消防団員の処遇改善等

- ① 地域による消防団への支援等（商工会などの協力による団員向け各種サービスの提供）

440	20.3%
-----	-------

3 女性・学生消防団員の入団促進策

- (1) 各都道府県や各地域など小規模な単位での女性団員による交流会の開催（意見発表会、繰法大会など）
- (2) 女性用の更衣室、トイレ、シャワー等の施設や制服、防災教育用資機材等の整備（その他、女性団員用の広報車両の導入など。）
- (3) 女性団員に対する研修・訓練等の実施（住民への指導者となるための特別教育等）
- (4) 学生等の入団促進策（例えば、学生消防隊などの取組。）

346	15.9%
644	29.7%
502	23.1%
382	17.6%

4 常備消防・自主防災組織等との連携

- (1) 合同訓練の実施などの平常時からの交流（住民への防災啓発や会議等）等の取組
- (2) 自主防災組織等の一部が消防団に入団する取組
- (3) 自主防災組織等が消防団から助言を受けながら知識、技術を身につける取組

1279	58.9%
149	6.9%
967	44.5%

5 将来の消防団員等の地域防災を担う人材の育成

- (1) 中学生・高校生が防災活動に参加する取組（学校や地区での防災教育の実施に消防団も協力しているなど。）
- (2) 青少年への防災教育の推進に当たっての消防団の指導支援（少年消防クラブの指導者として団員が参画など）

338	15.6%
271	12.5%

6 地域住民への広報

- (1) ホームページなどあらゆる媒体や機会の利用及びマスメディアとも連携した広報等の取組
- (2) 消防団を身近なものとして理解されるようにするための取組（体験入団など）

1271	58.5%
183	8.4%

消 防 団 入 団 促 進 活 動 事 例

- 【事例①】 消防団活動協力事業所応援減税（長野県）
- 【事例②】 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例（静岡県）
- 【事例③】 消防団員優遇支援事業（山梨県南アルプス市）
- 【事例④】 ガンバレ消防団応援事業所制度（愛知県瀬戸市）
- 【事例⑤】 関市消防団サポートプロジェクト（岐阜県関市）
- 【事例⑥】 高山市消防団応援事業所制度（岐阜県高山市）
- 【事例⑦】 消防団 1 日体験プログラム、消防団員募集ポスター（京都市）

長野県での取り組み

◆長野県では、「消防団協力事業所表示制度」の創設を契機とし、知事の決断で、全国初の事例となる減税措置を実施している。

【目的】消防団員が活動しやすい環境作りが促進されるよう、県として支援を行う。
 【経緯】平成19年3月12日「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」
 県議会にて可決(全会一致)
 平成19年4月1日施行、平成21年4月1日及び平成24年4月1日一部改正

・「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」 概要

対象	税目	対象事業税	減税額
中小法人 ※1	法人事業税	平成21年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に係る事業税	税額の2分の1 (減税限度額10万円)
個人事業主 ※2	個人事業税	平成22年度分から27年度分の事業税	

※1 : 資本金又は出資金の額が3,000万円以下の中小法人に限る。
 ※1及び※2 : 青色申告書を提出する法人又は個人事業主の方であることが必要。

減税措置を受けるための要件

- ①「消防団協力事業所表示制度」を導入している市町村に存在するすべての事業所が同制度で消防団協力事業所に認定されていること
- ②事業主、常勤役員又は労働者である消防団員が2名以上であること
- ③県内に所在するすべての事業所で、就業規則等に、労働者が消防団員が消防団員として活動を行うことを理由に、昇進、賃金、労働時間その他の処遇について事業所の他の労働者との均衡を失することのないよう適切な配慮を加える旨を定めていること

◆消防団活動に協力している法人等には、平成21年度から長野県建設工事等入札参加資格の総合点数を算定するにあたり、「新客観点」の中の地域貢献等の項目で加点することとしている。

静岡県での取り組み

◆静岡県では、「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」を制定している。

【目的】消防団員活動に協力する事業所を応援する
 【経緯】平成24年4月から施行

・「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」 概要

対象	税目	対象事業税	減税額
法人 ※1	法人事業税	平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に終了する各事業年度の事業税	税額の2分の1 (減税限度額10万円)
個人	個人事業税	平成24年、25年の所得に対して課税する平成25年度、26年度の事業税	

※1 : 資本金又は出資金の額が1億円以下。

減税措置を受けるための要件

- ①県内に事業所等を有し、かつ当該事業所等のすべてが「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けていること
- ②県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1名以上いること。
- ③消防団活動について配慮した規程(就業規則等)を準備していること。

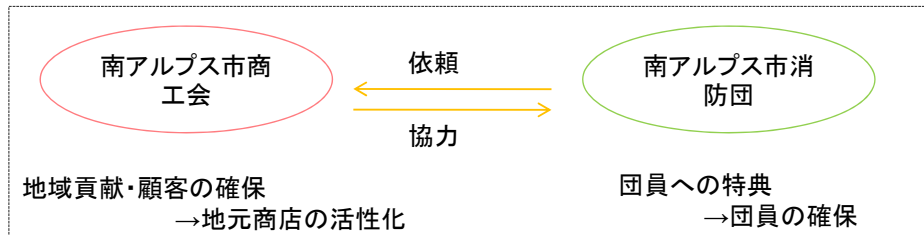
◆リーフレット「地域防災の要『消防団』!!」の作成

現状を訴え、また、消防団活動について説明するQ&Aを載せたリーフレットを作成し、配布している。

山梨県南アルプス市での取り組み

山梨県南アルプス市では、消防団員が減少していることから、それに歯止めをかけるため、南アルプス市消防団の団長や役員の働きかけで、2010年9月より商工会が消防団員の入団勧誘の後押しをしている。

商工会が消防団員サポート店を募集し、現在78の企業や商店が消防団員サポート店に加入している。サポート店は店先などに消防団が作成・交付したステッカーを掲示し、消防団員限定の代金割引等の様々なサービスを行っている。



<サポートの事例>

- ・飲食店での料金の割引、ドリンクのサービス等
- ・ガソリンスタンドでのガソリンの値引き等
- ・その他リフォームや家屋の修理費の割引等



サポート店ステッカー



消防団員サポート店
(写真中央にステッカーを掲示)



愛知県瀬戸市での取り組み

◆瀬戸市では「ガンバレ消防団応援事業所」を平成22年10月1日(金)よりスタートした。

【内容】市内の事業所や販売店の皆様が、応援事業所として消防団員に各種サービスや割引等の提供を行ったり、消防団員募集ポスターを事業所内に掲出するなど、様々な形で消防団を応援していただく事業所に「ガンバレ消防団応援事業所表示証」を交付し、事業所内に掲出していただく。これにより、地域の方々に「消防団」をアピールし、消防団の認知度を高めつつ、事業所の皆様には、社会貢献のイメージアップと顧客としての消防団員の集客率を高める。

【登録状況】市内237カ所(一般事業所144カ所、市関連事業所93カ所)

【サービス例】

店名	協力内容
Aピザ店	団員を含む団体 購入金額10%割引、配達バイク6台に表示証掲出
Bコンビニエンスストア	団員 購入金額10%割引、店舗で消防団PR
Cボウリング場	団員を含む団体 一般料金より50円引き、掲示板で消防団PR
D自動車学校	入校時図書カード進呈、送迎車に表示証掲出、事務所で消防団PR
Eタクシー	タクシーに表示証掲出、事務所で消防団PR
Fパン店	店舗内で消防団PR、表示証掲出、電光掲示板で消防団PR

岐阜県関市での取り組み

◆関市では、サポートプロジェクトを実施している。

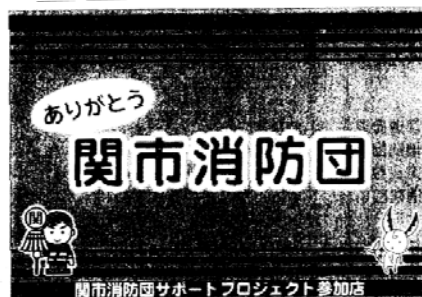
【経緯・目的】団員本人はもとより、日頃、消防団活動に理解を示し、活動を支えてくれる団員の家族へのサポートの観点から、また、減少しつつある団員確保対策の一環として平成23年7月1日よりスタートした。

【手法】団員、配偶者が参加店舗で「サポートカード」を提示することにより、料金割引やポイント増などの特典を受けることができる。

参加店舗はサポートステッカーを店頭に掲示する。



サポートカード



サポートステッカー

【登録状況】120店舗(平成24年1月25日現在)

岐阜県高山市での取り組み

◆高山市では、「高山市消防団応援事業制度」をスタートした。消防団員はもちろんのこと、実施事業者からも「消防団員のお客さんが多く訪れてくれるようになった」と好評である。

【経緯・目的】平成17年度の市町村合併により市域面積が全国1広くなったこともあり、支団(方面隊)によっては、団員の減少が進み、班の維持管理が難しいところも出てきている。このため、高山市消防団員に対して、一定のサービス等の提供を行う事業所、店舗等を登録することにより、消防団員の福利厚生の充実を図り、もって消防団員の入団促進に資することを目的に平成23年6月にスタートした。

【サービス例】	例1	あるレジャー施設では、団員及び団員の家族を対象に、施設利用券の割引を行っている。
	例2	ある飲食店では、団員本人及び同伴者全員を対象に、利用料金の割引を行っている。

【手法】各支団幹部が中心となり、地域内の温泉施設や、観光、販売、娯楽施設等に協力を依頼。了解を頂いた施設には「高山市消防団応援事業所」として登録するとともに、表示証(A4サイズ)を公布し店頭掲示を依頼した。団員全員に消防団員であることを証明する「すこやか はつらつ 福利厚生カード」を配布した。



高山市消防団応援事業所 表示証



「すこやか はつらつ 福利厚生カード」

【登録状況】38事業者(平成24年1月13日現在)

内訳	
娯楽施設(スキー場、映画館、ゴルフ場)	9施設
温泉施設	10施設
飲食施設	8施設
販売施設(道の駅)	7施設
宿泊施設(ホテル)	2施設
観光施設	2施設

【広報・周知】

- ①報道機関による制度周知(市広報、地域FM、一般報道機関)
- ②登録事業所名および協力内容を「高山市消防団応援事業所」として市ホームページに公表(追加登録に伴い随時更新)
- ③登録事業所追加登録があった都度、支団幹部を通じ全団員に周知

京都市での取り組み

◆京都市では「消防団1日体験入団プログラム」を実施している。

【対象】市内の高校生

【目的】体験を通じて少しでも消防団に対する認識を深めてもらう。消防団との距離を縮め、近い将来、地域の防火防災活動に参加しようとした時に、躊躇することなく消防団に入団できる環境を整える。

【募集方法】市内の高等学校、鉄道各駅へのポスター、ビラの配布、ホームページにおける告知した。

カリキュラム内容

- ①DVD鑑賞・グループミーティングを通して基本知識の習得
- ②消防団員から消防団活動や様子について聞く
- ③街区訓練場での放水訓練・屋内訓練場でのロープ結索訓練の実施

参加状況

男子高校生 11名
女子高校生 8名

右図は、京都市消防局消防団員募集ポスター
平成24年度上半期(4月～9月)に掲出



消防団幹部候補中央特別研修（H24. 2）の受講生に対するアンケート結果

1 どのようにしたら勧誘しやすいか

受講生からの主な意見	男性	女性
何らかのメリットを消防団員又は会社を与える。	23	9
日頃の活動をもっとPRする。	47	59
子供の頃からの防災教育で教える。	13	9

2 どういった点が支障となっているか

受講生からの主な意見	男性	女性
消防団について住民からの悪いイメージを持たれている。	34	30
休みをつぶしたくない。	15	6
会社の理解と協力が得にくい。	24	22
家族の理解が得にくい。	13	14
操法がハードというイメージ。	9	0

※ アンケートに回答した受講生の年齢及び階級の構成

年齢	男性	女性
20代	10	9
30代	82	20
40代	28	39
50代	7	17
60代	2	1
不明	1	2
合計	130	88

階級	男性	女性
団長・副団長	7	0
分団長・副分団長	32	8
部長・班長	36	21
団員	54	58
不明	1	1
合計	130	88

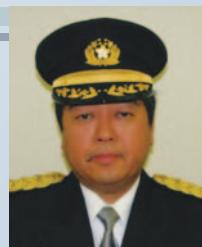
新時代に対応した消防団運営 充実強化方策と消防団活動事例

財団法人日本消防協会提供

- 【事例①】 多機能部隊を専属化（埼玉県坂戸市消防団）
- 【事例②】 図上訓練による消防署と消防団の連携強化について（東京都奥多摩消防団）
- 【事例③】 中学生を対象に災害図上訓練を実施（神奈川県川崎市中原消防団）
- 【事例④】 実戦消防操法による「消防団競錬会」の実施（岐阜県美濃加茂市消防団）
- 【事例⑤】 女性消防団員による多機能型消防車の取扱い訓練実施（三重県津市消防団）
- 【事例⑥】 城下町を守る（滋賀県彦根市消防団）
- 【事例⑦】 消防団員が「未来レスキューロボット操縦士」から社会貢献まで（北九州市戸畑消防団）
- 【事例⑧】 活力ある消防団を築くために（鹿児島県湧水町消防団）

「多機能部隊を専属化」

埼玉県 坂戸市消防団 団長 栗原 初夫



集合写真

坂戸市消防団多機能部隊は、平成20年12月に（財）日本消防協会から「消防団多機能型車両」を交付されたことを契機に発足し、地元分団の消防団員と多機能部隊を兼任する隊員で編成していた部隊を、平成22年度からは専属隊員として再編成し、各種災害現場でその機能をフルに発揮するため、車両整備及び訓練を日々実施しています。今年度は、新たな隊員も加わり専属隊員7名で消防団活動にあたっています。

【坂戸市消防団多機能部隊資機材取扱い訓練】

平成23年7月3日、気温30℃を超える猛暑の中、多機能部隊資機材取扱い訓練を実施しました。この訓練は、平成22年9月に埼玉県消防学校にて開催された総務省消防庁による「消防団員救助資機材取扱い講習」を受講した隊員2名を指導者として、資機材操作時の注意点や操作方法等、基本訓練及び応用訓練を用いた総合訓練を行い、習得技術の伝達及び部隊隊員の技術の向上を目的として実施されました。

【基本訓練】

- ・油圧器具（手動式油圧カッター）及びエンジンカッターを使用してのパイプ切断訓練
切断時には、二次災害などの発生に留意し、切断可能なパイプであるかどうかを確認するとともに、油圧式とエンジン式の違いに注意しながら訓練を実施しました。



カッター



エンジンカッター

・チェーンソーを使用しての倒木切断訓練



チェーンソー

台風などの風水害時には倒木が道路を塞いでしまう場合があります。倒壊家屋からの救出作業でも、チェーンソー等の切断器具は大変重宝されます。しかし、操作方法をひとつ間違えばキックバック現象などにより大きな事故にも繋がることから、基本操作を重視した訓練を行い、その後に立ち木の切断方法と挟み込みが起こる場合の切断訓練を体験しました。

【応用訓練】

基本訓練終了後、廃車両を使用しての応用訓練を実施しました。車内には1名の要救助者がいるという想定で、油圧器具及びエンジンカッターを使用し、車両右後部ドアを開けて救出するというものです。訓練では要救助者の気持ちを体験するため、人形ではなく、隊員自らが要救助者役を行い、二次災害に備えての警戒筒先を配備し、周囲にも注意をするなど、実戦さながらの応用訓練を実施しました。



説明

訓練手順及び操作時の注意事項、使用する資機材にも様々な種類があることを説明し、操作時の安全確保や周囲の状況確認に留意して、基本訓練を重視し訓練を実施するよう隊員に指導しました。エンジンカッター使用時、車内に閉じ込められている要救助者を気遣うということとはどのようなことか、実際に体験することで助ける側と助けられる側の違いを体験することができました。



切断訓練



要救助者

【今後の取組及び課題】

現在、専属多機能部隊として7名で活動していますが、大規模災害発生時には、消防団員全員が資機材を活用でき、いざという時、自ら考え行動できるよう訓練を重ねていくことが必要です。いつ起きるか分からない災害、いざを今に変える力をつけられるよう、個々の知識と経験を積み重ねていくことがこれからの課題であると考えます。

【教訓】

「知識や技術は継続して磨いて行かなければすぐに忘れてしまうものであること。」

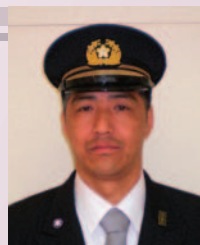
今回、訓練を通じて忘れていたことを思い出すことができました。指導する側であればこそ、学ばなければいけないことが沢山あるのだと再認識することができました。

これからも習得した技術を錆びさせないように、また後継者を育てて行けるような様々な訓練を重ねて行く所存です。

時 間	多 機 能 部 隊 訓 練 概 要
8：50	多機能部隊員集合及び機械器具・資機材の整備（準備）
9：10	開会式（集合整列）
9：20	基本訓練 講師（安全員）：消防団員救助資機材取扱い講習受講隊員 （1）救助資機材取扱い訓練（エンジンカッター、チェーンソー、油圧器具） （2）救急資機材取扱い訓練（AED、四つ折り担架） （3）消火資機材取扱い訓練（可搬ポンプ）
10：20	休 憩（10分間）
10：30	応用訓練 講師（安全員）：消防団員救助資機材取扱い講習受講隊員 ア 油圧救助器具（手動式油圧カッター）によるドア隙間の拡張 イ 切断器具（エンジンカッター）によるドアの切断 ウ 衝撃破壊器具（ストライカー）によるドアの開放 エ 救急資機材（四つ折り担架）による要救助者の救出搬送 オ 消火資機材（可搬ポンプ）にての救出救助活動中の警戒筒先の配備 カ その他（夜間想定による投光器設営）
11：20	閉会式
11：30	撤収・資機材整備（清掃）終了後、解散

「図上訓練による消防署と消防団との消防連携の強化について」

東京都奥多摩町消防団 団長 長田 一雄



奥多摩町は、東京都の全面積の10分の1にあたる225.63km²の面積を有し、全域が秩父多摩甲斐国立公園内に位置しています。

この面積の94%が山林で、風光明媚な当町には近年の登山ブームもあり、都市部の住民を中心に年間145万人以上の観光客が訪れています。主に東京都最高峰の雲取山(2,017m)をはじめとする山々には、四季を通じて大変多くの登山客が入山します。また、その反面、昼食時に携帯用コンロ等を山林内で使用する者も増えており、消防団として最も警戒している山林火災の発生を危惧しているところです。

奥多摩町消防団は、町内21自治会、東西20kmという広範囲な地域を、6個分団325名の団員で管轄しておりますが、それぞれの分団には消防ポンプ自動車を1台ずつ配備し、日夜、管内の防火、防災の任務にあ



たっております。その消防活動において、山間部などの水利の少ない場所での作業においては、消防団幹部それぞれが全体の中での自分の役割を理解した上で行動し、かつ消防署と緊密に連携を取ることが消火作業の効率を格段に向上できる一番の方法だと考えています。

そのため、奥多摩町消防団では、一年に数回、奥多摩消防署の協力による「消防団図上訓練」を開催し、火災等の災害時における消防署と消防団との連携の強化、現場での分団長同士の役割分担（立ち位置）の確認、団幹部の状況を踏まえた迅速かつ正確な判断能力の養成を図っています。

訓練は、団幹部と消防署員の30名程度が一室に集まり、スクリーンを使用して行います。

訓練の流れとしては、まず消防署が画面





上に地図を表示し、発災場所、時間、周辺地域の状況などの想定を説明した後、各分団長が提示された情報を基にどう現状を理解し、いかに消火の手当を講じていくかを現場到着順に前に進み出て説明します。その際、想定火災現場を管轄する分団の分団長が訓練上のリーダー（進行役）となり、それを他の分団長がサポートするという形をとります。

また、分団長による説明は実際の無線機

を使用した通信訓練という形を取り、現場と同じように副団長、他の分団長、消防署への報告、指示など連絡調整を行いながら鎮火まで進め、最後に消防署からの講評をいただいた上で反省点などについて意見交換を行います。

とくに、想定によっては火災現場が山林など水利の少ない地域である場合もあり、ときには水利確保のため高低差300mの現場まで他の分団のポンプ車や小型動力ポン



ブを中継に入れながらの送水作業を想定することになります。

そういった場合の作業の多くは、道路幅の狭い危険な場所であることも多く、何台もの消防車両を配置できる状況は少ないため、消防団幹部は、消防車両の現場への入場規制や消火活動中の団員へ安全指導をする安全管理員への指示、さらには照明などの機材や団員用の食料などの物資の運搬をも考慮に入れることになります。

消防署長と消防団長が連携し、消防署員および消防団員への的確な指示を計画的に出すことで効率のよい消火作業を行い、負傷者を1人も出さない現場管理ができるようになることがこの訓練の目標です。

これまでに数回行った図上訓練の結果として、分団長の防災意識が向上し、分団同士の連携および情報統制により初動体制を

整えるのが目に見えて早くなり、特に安全管理による火災現場での装備の不備がなくなりました。今年春に奥多摩の山林中腹において建物火災が発生した時には、早い時期に水利確保ができたことで奥多摩消防署と連絡調整も効率よく進めることができ、消火活動の役割分担がうまく機能し、使用した道路での車両同士のトラブルもなく、効率よく鎮火まで納めることができました。

以上のように、消防団図上訓練によって消防署と消防団との消防活動における連携を強め、災害情報を組織全体で共有し、消防団幹部が状況に応じて適材適所を勘案した判断、指示を行えるようになることで、奥多摩町消防団がより安全かつ機能的な消防活動を進められるように、これからも日々精進したいと思います。



中学生を対象に「災害図上訓練」を実施 ～自らの目で地域の弱点を発見！～

神奈川県川崎市中原消防団 団長 田中 実



1 はじめに

このたび発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大の巨大地震であり、地震と津波などにより未曾有の被害をもたらしています。

犠牲になられた皆様並びに消防職・団員のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました多くの皆様に心よりお見舞い申し上げます。

2 地域の特性

川崎市は神奈川県の北東部に位置し、南北を東京都と横浜市に隣接し、東京湾から多摩丘陵にかけて多摩川に沿った東西に細長い形で、京浜工業地帯の中核として発展した南東部から自然豊かな北西部まで、各地域で特色のある街並みとなっています。川崎市には、川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の7区があり、それぞれ、地域の特性を活かしたまちづくりが進められています。

そのうち中原消防団が管轄区域とする中原区は、川崎市の中央部に位置し、区域の大部分は多摩川に抱かれた平坦部であり、県下でも有数の品質を誇るパンジーの生産で知られています。さらに、平成22年3月には区のほぼ中央に位置するJR南武線の武蔵小杉駅に接続した、JR横須賀線の武蔵小杉駅が開業し、南武線から新宿・池袋・成田空港方面や横浜・鎌倉・伊豆方面への乗換えがとても便利になり、これまでの東急東横線・東急目黒線との乗り換えともあわせ、新たな交通拠点として生まれ変

わりました。そして、この武蔵小杉駅を中心に再開発が大規模に行われ、商業施設や超高層マンションが多数建設され、急激な人工増加が進んでおり、市内で最も人口の多い区となっています。

また、等々力緑地には、平成17年からJ1に昇格した「川崎フロンターレ」のホームグラウンドである陸上競技場、とどろきアリーナ（多目的屋内施設）、市民ミュージアム（美術館）などもあり、市民の憩いの場になっている地域でもあります。

中原消防団員は、自営業、農業、サラリーマン等多岐にわたる職業に従事しながら、いざ火災などの災害が発生したとき「自分達の町は自分達で守る」という郷土愛護の精神で、防ぎよ活動に従事し、市民の皆様の生命、身体、財産を守っております。このため、日夜、ポンプ操法訓練、同時多発火災に対する対応訓練、各種講座、研修などの消防団活動を精力的に実施し、団員の技術力、精神力などを向上させながら災害に備えており、活力に満ちた魅力ある消防団と自負しております。

3 中学生を対象にした災害図上訓練(DIG)について

首都直下型の大地震や駿河湾沖を震源とした巨大地震が懸念されている昨今、震災に備えて、地域防災力の強化が必要不可欠と考えております。そこで、中原消防団では中原消防署に協力して、平成21年度から川崎市市内初の試みとして、区内の中学生を対象にした災害図上訓練(DIG)を実施し

ましたので、その概要について御紹介いたします。

この災害図上訓練、『DIG』とは、Disaster（災害）Imagination（想像）Game（ゲーム）の略で、英語の動詞の『dig』〔掘り起こす、探求する、理解する〕にも意味をかけているそうです。

DIGは、自衛隊の演習方式を活用して、1997年に三重県消防防災課に勤務していた平野昌氏と防衛庁防衛研究所に勤務していた小村隆史氏、三重県在住の防災ボランティアとの出会いの中から生まれ、その後、DIGも修正を重ね、地域防災力の向上を図る上で、より実践的で効果的な手法となりました。

一般的な訓練内容としては、自分たちの住むまちの白地図を囲み、町のつくり、災害に対し強いところ、弱いところ、地域の防災資源など、訓練の参加者たちが意見を出し合い、色塗りをしながら認知し、地域の課題や災害に立ち向かう手段を地図上から検討するものであり、訓練参加対象によっては、同じ地域の方とのコミュニケーションも図れることから、「災害を知る、地域を知る、人を知る！」というキャッチコピーが、ズバリ当てはまる訓練だと思います。

中原区の管轄署である中原消防署では、中学生が昼間人口に占める割合が高いことに着目し、昼間の大規模災害発生時における防災活動において、即戦力として期待の持てる『中学生』に防災意識を高めてもらうことと、次世代の防災リーダー育成を目的として、中学生を対象にしたDIGを実施することを決め、我々中原消防団もその趣旨に賛同し協力することとしました。

訓練を指導する際に必要な知識・要領を習得するため、消防職・団員を対象にした研修会を行って指導員を養成するとともに、訓練に使用する各中学校の通学区図や各種資料の作成、指導方法を何度もシュミ

レーションし、検討を重ね消防団と消防署が一丸となって120%の準備体制を整え、平成21年度のモデル校として、次の2校を対象に『DIG』を実施しました。

【実施日等】

- 平成22年1月22日（金）

市立住吉中学校 参加者：181人

〔2年生110人、教諭5人、自主防災組織等20人、区役所2人、消防団員20人、消防職員24人〕

- 平成22年1月25日（月）・29日（金）

市立今井中学校 参加者：各日130人

〔2年生68人、教諭6人、自主防災組織等14人、区役所2人、消防団員16人、消防職員24人〕

1月22日、初めてのことで誰もが不安と緊張に包まれた雰囲気の中、いざ訓練が始まると、今まで準備を積み重ねてきた自信と持ち前の巧みな話術により、指導者の消防職員、中学生、自主防災組織等、消防団員で構成される各班に別れ、ワイワイガヤガヤと言い合う輪ができました。用意した中学校の通学区の地図の中に、次々と鉄道、主要道路、河川や災害時用援護者が居住する場所等を書き込み、完成した地図を見ながら「大人がいない時間に大地震が襲った時に、ご近所に声をかけて一時的に避難する場所はどこか、その後広域避難場所まで



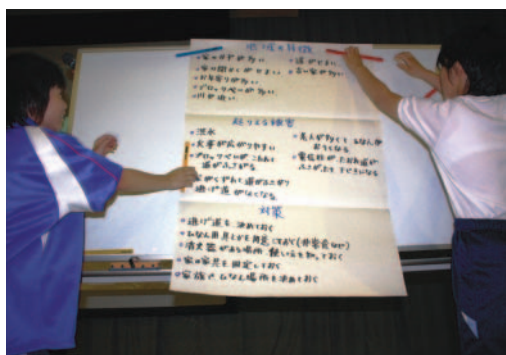
《消防団員もお手伝い》



《住吉中学校でのDIG風景》

行く際にどの道を通るのが安全か」「日頃から何を準備し、どのような対策をするべきか」を真剣に検討していました。参加した中学生からは、「区内を縦に通る道路はあるけど、横は少ないね」「意外と地形を知らなかった」「家族と落ち合う場所を決めよう」「地区内には消防署（所）が1つもないね」など自らが作業したからこそ知り得たことがたくさんあり、それらは、講義に比べより強く印象に残っているように見えた。

訓練の締めくくりに、進行役の消防職員から「大地震が起こった時、あなたたちの若い力、想像力が必要なのです。一緒にがんばりましょう!」。また、進行の補助を務めた消防団員からも「地域の担い手としてのあなた方は、わが子同然。訓練の成果を活かし、助け合いの気持ちを大切にしよう!」という熱い思いの言葉を送りました。



《地図から地域特性や危険個所の抽出》

う!」という熱い思いの言葉を送りました。

今回の訓練を通じて、一人でも多くの生徒たちが何かを感じ、災害時の減災に繋がる行動を地域住民と共にしてくれることを、指導を担当した消防職・団員一同が切に願っております。



《DIGで分かったことを発表》

4 おわりに

我々消防団は、地域への密着、関わりが深い人達で組織されています。その組織力を生かせる我々だからこそ、地域に密着した活動をしなくてはいけないと考えています。平成21年度はモデル校として市立中学2校で実施し、平成22年度は7校と1町内会で実施しました。平成23年度も継続して中原区内の全中学校及び町内会での計画を進めております。

平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震を教訓に消防職・団員もさらなる指導能力向上のため日々研鑽に努めております。さらに今後は、この訓練の対象を区内の自主防災組織、そして企業にも広げて行きたいと考えており、この訓練によって、少しでも地域の防災対応力の向上に繋がれば幸であると考えています。また、全国のみなさまも本訓練を参考にしていただき、地域の防災対応力の向上の一助になればと思います。

実戦消防操法による 「消防団競練会」の実施

岐阜県美濃加茂市消防団 団長 尾石 文雄



1 はじめに

美濃加茂市は岐阜県の南部に位置し、面積は74.81km²であり、北は飛騨や奥美濃の山並みに面し、南は木曽川沿いの肥沃な低地である濃尾平野に面しています。

交通面では、市の南部にある美濃太田駅にJR高山本線、太多線と長良川鉄道が乗り入れており、また、道路については、国道21号、国道41号、国道248号、国道418号などが走り、さらに平成17年3月に東海環状自動車道美濃加茂インターチェンジが開設され、広域的にも利便性の高い地域となっています。

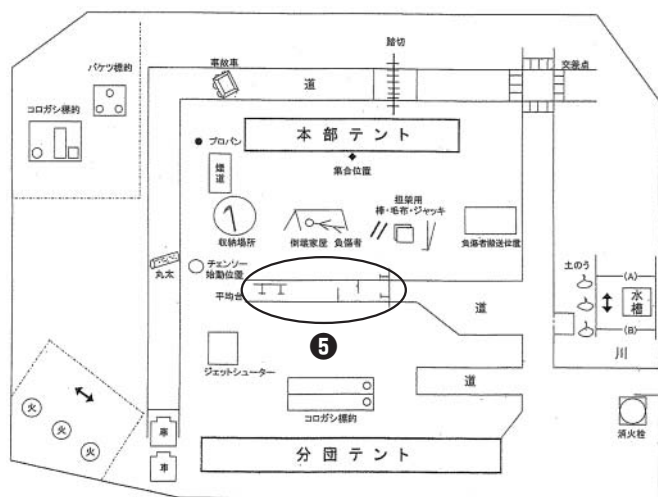
美濃加茂市には、平成記念公園日本昭和

村や、日本ライン下り、山之上観光果樹園などの魅力ある観光資源が多くあり、特産品として高級銘菓の堂上蜂屋柿、山之上的果実、歴史資源としては、中山道太田宿、正眼寺、瑞林寺、小山観音、古井の天狗山などがあります。

美濃加茂市の総人口は、約5万5千人で、昭和29年の市制施行以来、継続して増加しています。

この地域の消防防災を担う本市消防団は、条例で定められた団員数293名を欠員することなく、消防ポンプ自動車及び小型ポンプを配備した7つの分団が常備消防と連携して災害対応に当たっています。

美濃加茂市消防団競練会実施詳細図



競練会使用資機材一覧表

◇筒先 ◇ホース ◇とび ◇移動系無線機 ◇チェーンソー ◇ジェットシューター
◇ウォーターチャージャー ◇ハイジャッキ ◇バール ◇棒(担架用) ◇毛布(担架用)
◇土のう ◇双口接手 ◇地下式消火栓ハンドル ◇消火器 ◇ビニール袋

統一事項

- ① 総指揮者は、本部の「出動」指令後1号車を出動させ、車道にある丸太を切断除去して通過し、事故車を移動させ、現場到着後、1号車の指揮者は無線で、2号車を出動させて双方協力し、標的を落とす。
- ② 1・2号車は、ポンプ車、積載車どちらでもよい。
- ③ 1号車の乗車人員は、4名以内とする。
- ④ チェーンソーは、競技前に始動位置に置き競技を開始する。
- ⑤ 水槽からの消火活動及び救護班は、障害物を通過すること。(詳細図⑤)
- ⑥ 救護班は、煙道を通過するときビニール袋を使用すること(煙の吸引を防ぐ)。
- ⑦ ウォーターチャージャーは、車に乗せること。
- ⑧ 川の流れを考慮して土のうを積むこと。
- ⑨ 風の向きに注意して火点をたおすこと(延焼防止)
- ⑩ ポンプの機関員は当日指名する。

<注>各分団消火器を1本用意すること。

2 消防団競練会について

本市消防団では、毎年6月に、実際の災害現場での消防活動に直結する想定のもと、訓練形式を盛り込んだ実戦操法を行っており、7つの分団でその得点を競い合う「消防団競練会」を実施しています。

この競練会は今年で32回目となり、火災や災害が多く、実戦的な消防操法を行うことで、災害対応力を高めようとはじめられました。

各分団が競い合うこと、審査員から操作の確実性や危険防止の適切さなどを採点されること、さらには操法を通じて災害現場での活動に備えての基礎的な消防活動の技術を学ぶことなど、消防団競練会は消防ポンプ操法大会と共通する要素をたくさん持っています。しかし、行われる実戦操法と消防ポンプ操法には大きな相違点があります。消防ポンプ操法は標的と水利の間の直線的な動きに終始しますが、実戦操法はグラウンド全体を使った複雑な動きになります。

グラウンドには、入場門から標的の火点までを2本のロープが腰の高さの位置で平行に張りめぐらされ、この2本のロープの間が、車道や交差点、あるいは消防車両が通行できない路地を意味し、実戦操法の競技フィールドとなります。

選手は消防車両で入場し、フィールド内に設置された水槽や消火栓を水利に、ホースを中継延長し、様々な「標的」に向かって放水を行います。

障害物の種類や位置等の想定は毎年、微妙に変更され、また、選手もあらかじめ知



コロガシ標的



バケツ標的

ることなく、災害発生時さながら、ぶっつけ本番で臨んでいます。

実際には、まず本部テント内から総指揮者が移動系無線を使用し団員に出動準備をとらせます。準備完了後、本部テント前を出動指令と「想定書」を受け取ることから開始となります。全体的な訓練想定は地震災害を意識したのですが、ここで渡します「想定」は競練会の競技的約束も含めた内容で、それには次の5点が記されています。①風5mを想定した消火活動。②標的は、球ころがし標的・バケツ標的・操法標的・コロガシ標的・ジェットシューター標的とする。③火点北側倒壊家屋に負傷者1名あり至急救助。（心配停止。呼吸なし。脈拍確認。）④風の向き及び川の流れは矢

印にて示す。⑤放水は最小限、消火は最大の効果。

総指揮者は出動指令を受けて、直ちに車両2台が待機する入場門に駆けつけ、号令をかけて出場団員を整列させます。そして、想定伝達、車両ごとの指揮者の選任、機関員の選任を行い、隊員はそれを受けて2台の車両に分乗して出動します。進行を妨害する「丸太」や「事故車」という障害物をそれぞれチェーンソーで切り落としたり押すなどして除去したりして、河川氾濫現場へ急行します。土のうを積む団員や水利を確保しながらホースを中継延長しさまざまな標的に放水を行う団員、模擬倒壊家屋からジャッキを使い負傷者を救出し、心配蘇生を行い、担架で所定位置までの搬送を行う団員が、それぞれのフィールドを駆け巡ります。全ての活動を終えた後、集合した団員が指揮者に対し、点検報告を行い終了となります。

これらの一連の活動を、15分間という所定時間で全て終えるというのが競練会のルールとなります。他にも、筒先員の正確な放水や機関員の適切な水圧操作なども審査項目となりますが、所定時間で活動を終えることが、最もクリアするのが難しい制約となっています。

総指揮者、1号車、2号車それぞれの指揮者が、予期せぬ不具合や間違いが発生した時、その対応に臨機応変に対応することが、実際の災害現場で発揮される能力につながるものと考えています。また、消防団員として必要な基本的な技能を最も効率的に身につける手段であると考えています。

競練会はぶっつけ本番の半日の訓練です



障害物「丸太」除去



障害物「事故車」除去



倒壊家屋からの救出

が、参加した団員は災害対応に関わる技術、知識を数多く学んでいます。訓練日数を増やすことが困難な社会情勢の中で、団員の負担を軽減し、同時に消防団の活動能力を維持するには、短時間で効率よく効果的に訓練を行うことが必要であり、競練会がそのような訓練手段であると考えています。

美濃加茂市消防団としては、今後も消防団の質を維持するための努力を続けていきます。

女性消防団員による多機能型消防車の 取扱い訓練実施

三重県 津市消防団 デージー消防団

昨年、日本消防協会から交付されました多機能型消防車の取扱い訓練を、三重県津市消防団、デージー消防団（女性消防団）が実施しました。

男性消防団員だけではなく女性消防団員にも資機材等の取扱いができることを目的とし、この訓練が実施されました。

尚、この訓練の様子については日本消防協会のホームページでも紹介しております。只今、全国に発信中です。

実施日

平成20年 7月19日

実施場所

三重県消防学校（平成20年度津市消防団操法大会会場）

主催

三重県 三重県消防協会

後援

（財）日本消防協会 三重県消防長会

訓練概要

消防団多機能型消防車の説明及び資機材の取扱い訓練を実施

訓練開始報告



資機材取扱い訓練（チェーンソー・エンジンカッター）



放水訓練



訓練修了報告





「城下町を守る」



滋賀県彦根市消防団 団長 岸本 榮三

1 彦根市の紹介

彦根市は、滋賀県の東部のびわ湖と鈴鹿山系の間に位置する人口11万人の都市です。

豊かな自然と景観に恵まれた本市は、江戸時代には彦根藩35万石の城下町として発展し、現在に至るまで歴史的、文化的な風情を色濃くとどめるとともに、彦根城をはじめとする中世から近世にかけての貴重な歴史遺産が今なお、数多く存在しています。

現在、本市では、「井伊直弼と開国150年祭」を開催しており、休日には、イメージキャラクター「ひこにゃん」とともに、あ



「ひこにゃん」



彦根城一斉放水訓練（出初式）

たかも江戸時代のような賑わいある城下町となっております。

2 彦根市消防団の組織と活動

彦根市消防団は、団員数475名（平成20年4月1日現在）で消防団の組織は、災害時での指揮命令系統を明確にするため、5箇分団をもって1中隊とし、3箇中隊をもって大隊としています。

（1）本部付き分団制度

団本部に、災害時の指揮統制・情報伝達等の任務や全団員への訓練指導にあたる本部付き分団を設けています。この制度は、各分団から班長を2年間団本部に出向させ、消防団の中核で活動することにより、全ての消防団活動に対する認識を深めることとなり、全体を見つめた大きな視野で消防団の充実、強化に目が向けられる効果をあげています。若手団員の士気高揚を図るとともに、出向後は積極的に幹部への登用を図り、2年間に習得した消防団員としての規律、任務等において、地元分団の範となり、分団の充実に努めることにより、消防団全体のレベルアップを図っています。

（2）消防団バイク隊

阪神淡路大震災を教訓に、大規模災害時における応援部隊の誘導、情報の伝達等を的確に行なうことが重要であることが認識



消防団本部火災指揮所（多機能車とバイク隊）



彦根鳶保存会（出初式）

され、平成7年に彦根市地域を中心に実施された近畿府県合同防災訓練において、消防団バイク隊を試行し、その効果と有効性を立証したうえ、平成9年にオフロードバイクを16台配備し、平常時における活動も含めたバイク隊として「彦根市消防団バイク隊」を発足し、現在も迅速な警戒・調査・情報伝達を行っています。

（3）女性消防団員「ヒコネサンフラワーズ」発足20年

昭和63年5月に、消防団に対する市民のイメージを、きめ細やかさと優しさを持つ女性を採用することにより、市民により身近で新鮮な消防団になることを目的に、女性消防団員ヒコネ・サンフラワーズ（定員28名）を発足し、今年で20年という節目を迎えました。これまで、女性のソフトな面を生かしての消防広報活動、火災予防啓発や災害現場での情報収集等に活躍し、市民に親しまれてまいりました。今後も次世代の消防団活動の担い手として活躍が期待さ

れています。

（4）彦根鳶保存会

当彦根鳶保存会は、歴史と伝統を誇る旧彦根藩町火消し「彦根鳶」を文化遺産として永く継承するとともに、後継者を育成し、はしご登り演技とその気風を保存して、本市消防の士気を高め、市民の防火意識の高揚を図ることを目的に、平成3年10月に設立されました。

毎年、開催される彦根市消防出初式および「小江戸彦根の城まつりパレード」で勇姿を披露し、市民や観光客に親しまれています。

3 おわりに

彦根市消防団では、消防団活動の基本理念として、次の「消防人訓」を定めています。消防団の年間行事等で機会あるごとに消防団員全員で唱和しております。今後も「消防人訓」を心に刻み歴史ある「人」と「まち」を守っていきます。

彦根市消防団 「消防人訓」

我々消防人は、火災を予防、警戒、鎮圧し、住民の生命、身体、および財産を火災から保護するとともに水火災または地震等の災害による被害を軽減することにより、安寧秩序を保持し社会公共の福祉の増進に邁進するため次のことに努めること。

- 1 我々消防人は、規律を厳正にすること。
- 1 我々消防人は、心身を鍛練すること。
- 1 我々消防人は、技能を練磨すること。
- 1 我々消防人は、互いに助け合うこと。
- 1 我々消防人は、住民に信頼されること。

新たな時代への挑戦

消防団員が『未来レスキューロボット操縦士』から社会貢献まで ～人材の宝庫ともいうべき多彩な団員の生業の特技を生かして～

北九州市戸畑消防団団長 小野田 利光



北九州市戸畑区は、福岡県の北方にある北九州市のほぼ中央に位置し、人口約6万2千人、面積16.7km²で、明治34年「官営八幡製鐵所」が建設されたことから工業都市として発展した街です。

北九州市戸畑消防団では、消防審議会における消防団機能向上のための総合戦略検討小委員会（委員長：日本消防協会秋本理事長）から平成19年に発出された報告書「消防団員増加への時代転換をめざして」に基づき、入団促進のための様々な事業を展開し、魅力ある消防団運営に努めています。

同報告書の「消防団の運営においては、人材の宝庫ともいうべき多彩な集団としての特色を十分認識し、これを一層生かす」に着目し、次のような施策を実施しています。

消防団員による『未来レスキューロボット操縦士』

北九州市消防局では、ロボットメーカーである株式会社テムザックから“未来消防ロボット”の開発協力に関する依頼を受け、北九州市戸畑消防団とともにレスキューロボット『T-53援竜』の実用化に向けた実証実験を行っています。

このロボットは、化学災害の現場等人の近づけない危険な地域での活動や、倒

壊家屋や土砂崩れ等からの人命救出等、隊員の力では救出困難な場合の消防活動に活躍を期待されています。



倒壊家屋からの救出訓練



NBC災害訓練

レスキューロボット『T-53援竜』はクローラ（キャタピラ）走行式双腕ロボットで、大きさは1.4×2.32×2.8m（幅×奥行き×高さ）。重量は2.95t。

動力源は水冷3気筒過流式ディーゼルエンジンで、燃料を満タンにすれば6時

間稼動できます。

操作は、搭乗及び無線LAN経由の遠隔操縦にて行なうことができ、遠隔操作については、頭部とアーム先端部に搭載された7つのCCDTVカメラを遠隔装置のモニターで映し出し操作します。また、腕部の操作は、“同期動作制御”を導入しており、操縦者はジョイスティックで腕や手の関節の微妙な操作も可能です。

なお、腕部は、油圧駆動により、片腕で約100kgまでの物体を持ち上げることができます。



団員による遠隔操作訓練

また、通常、車両に必要なウインカー、ブレーキランプ、車幅灯、ヘッドライト、反射板などを装備することで、「ロボット初」の車両ナンバーを取得し、一般道路の走行が可能です。

消防団員がレスキューロボットの操縦士として誕生した経緯は、ご存知のとおり、消防団員は、生業を持ち、普段は、建設業、サービス業等様々な人材がいます。

このような、仕事上の特徴を活かし、この度、建設関係等の機械機器の操作に精通した団員を、ロボットの操作員にしました。



小野田団長とロボット操縦士である団員



各種イベント等の防火・防災広報でも活躍

消防ロボットの操作を消防団員が行うことは、日本はもとより、世界にも珍しく、韓国やスウェーデン等の海外メディアの取材等、国内外からも注目をされています。

消防団の社会貢献（CSR）の推進

北九州市戸畑消防団では、消防活動以外でも、もっと地域に根ざした社会貢献活動をしたいと考え、様々な職業で構成される消防団員の特技を生かして、高齢者や障害者に対して、簡単な大工仕事を行う「腕自慢おまかせサービス」を独自に始めました。

また、市社会福祉事業団が行っているリフト付き車両で高齢者や障害者を支援する「シルバーひまわりサービス」にも参加しています。

更に、平成14年度からは、空き缶のプルタブを集め、その売却金により、市社会福祉協議会を通じて多くの福祉施設等に車椅子を贈呈し、その台数は、本年度までに28台となっています。車椅子贈呈式は、毎年一回、市社会福祉協議会が開催する「ボランティアのつどい」で行われ市内外に大きな反響を呼んでいます。



「ボランティアのつどい」における車椅子贈呈式



住宅用火災警報器の設置促進

また、今年度にあつては、空き缶のプルタブの売却金から住宅火災警報器を購入し、市社会福祉協議会が配布した区内の高齢者宅に消防団員が出向きボランティアとして設置をしています。



おわりに

戸畑消防団の団員充足率は、常に100%を保持しています。

しかしながら、団員の高齢化も進んでいることから、小中学生等の若年層の防災教育と併せて、今後は、若い世代が消防団に魅力を感じるような各種施策に取り組んで行きたいと考えています。

今後も、地域に愛される消防団を目指し、新時代に向け更なる挑戦を続けて行きます。



「活力ある消防団を 築くために」



鹿児島県湧水町消防団 団長 橋之口 定

1 湧水町の概要

本町は、鹿児島県の中央北端に位置し、平成17年3月22日に旧栗野町、旧吉松町の2町合併により誕生しました。

人口は約1万2千人、総面積は144.33km²で、北から東にかけて宮崎県えびの市、東から南にかけて霧島市、西は伊佐市及び薩摩郡さつま町に接し、東の霧島連峰と北西の九州山脈矢岳支脈の両山系に挟まれた火山灰土壌（シラス）に覆われた盆地となっています。

また、まちの中央部を熊本県の白髪岳に源を発する九州第二の河川、川内川が貫流しており、その流域は肥沃な耕地が拓け、水田地帯を形成しているほか、山麓には絶え間なく冷水が湧き出している湧水郡があります。その中でも名水丸池湧水や竹中池湧水の湧水量は豊富で、冷たく、透明度も高く、訪れる人を癒してくれます。

更に、東部の霧島連山の山麓には広大な原野が開け、その一部は陸上自衛隊の演習場となっています。その南側の霧島屋久国立公園の一角にある栗野岳中腹からは、東に霧島連山、南に錦江湾、桜島、薩摩半島、西に紫尾山などの山々が一望でき、豊かで美しい自然とその壮大な景観が楽しめます。古くから大隈、日向、薩摩の交通の要

衝として栄え、現在も九州縦貫自動車道が通り、県境の重要な基点となっております。

2 湧水町消防団の概要

湧水町消防団は平成17年3月に町合併と共に発足しました。団組織としては、1本部14分団を設置しており、団長1名、統括副団長1名、副団長2名、分団長14名、副分団長14名、部長15名、班長45名、団員167名で構成されております。平成16年4月からは本部付女性部を立ち上げ、現在14名の団員が所属しております。

なお、詰所は分団ごとに設置し、タンク車1台、ポンプ車6台、可搬ポンプ積載車11台、船外機付ボート4隻を配備しております。

3 消防団の活動

通常時の活動としては、管轄地域の消防水利の管理、防火広報及び高齢者世帯への防火訪問や川内川の水閘門（52箇所）管理を行い、また、隔年おきに実施する消防操法大会やスポーツ交流会、各種訓練（年3回）を実施しております。現在は、住宅用火災警報器の設置推進を団を挙げて実施しており、全世帯のうち約50%の設置率（5,058世帯のうち2,521世帯設置）となって

おります。

また、災害時の活動としては、火災、行方不明者の搜索は当然のことながら、毎年のように発生する台風や水害時の地域の巡視、避難誘導及び救出を行っております。水害時の救出活動には、ボートが欠かす事のできない機材であり、操作に当たる免許取得者も30名確保しており、即時に対応できる体制を作っております。

4 平成18年7月 鹿児島県北部豪雨災害

本町は合併後、平成17・18年と大規模な風水害にみまわれ、中でも、平成18年7月に発生した鹿児島県北部豪雨災害では、7月21日から22日の総雨量が1,056mm、最大時間雨量は79mmに達し、床上下浸水、土砂崩れ、田畑の冠水といった甚大な被害をもたらしたうえに、一部住民に対し避難指示を発令するまでに至っております。

宮崎県から鹿児島県を貫流する川内川流域3市2町においては死者5名を出すほどの災害でありましたが、本町においては、消防団員により76名の逃げ遅れた住民をボ

ートで救出し人的被害は全く発生しませんでした。しかし、災害の爪痕は凄まじく、今日まで経験したことのなかったものでしたが、地域住民や多くのボランティアにより復興に取り組みました。

5 おわりに

全国の消防団同様、本町も「団員の高齢化」「団員の確保」等の問題を抱えております。

中でも、年々増加する「サラリーマン団員」は、昨今の不景気による会社の雇用状況の悪化に伴い、消防団活動への参加が困難になってくるのではないかと危惧しているところであります。

このような状況であるからこそ、地域住民や企業等へ地域の生命・財産を守る消防団をアピールする事と、消防団協力事業所表示制度を推進し活力ある消防団を築き上げていきたいと考えております。

今後も地域の消防防災体制の中核的存在として地域住民の期待に応えるよう誠意努力してまいります。

平成18年鹿児島県北部豪雨災害



町内浸水状況



消防団による浸水住宅住民救出状況

海外の義勇消防団員の確保に関する支援措置について

 アメリカ合衆国	 カナダ	 ドイツ
義勇隊員数: 823,650人 常備職員数: 313,300人	義勇隊員数: 148,000人 常備職員数: 20,000人	義勇隊員数: 1,035,941人 常備職員数: 27,902人
■義勇隊員等に対する税財政上の支援措置 【連邦政府】 ○州・地方政府による隊員への税制支援措置分及び消防活動に要した費用の補填分（360ドルまで）について、連邦所得税及び社会保障税から課税所得控除 【アラスカ州】 ○地方政府に対し、隊員への10,000ドルまでの資産評価格控除を許可 【コネティカット州】 ○地方政府に対し、隊員への1,000ドルまでの資産税額控除を許可 【デラウェア州】 ○隊員に対し、300ドルの州所得税額控除（消防活動用の衣類等の購入に係るものとして） 【ニューヨーク州】 ○地方政府に対し、隊員への10%までの資産税額控除を許可 【ペンシルヴァニア州】 ○隊員に対し、100ドルの税額控除 ・地方政府に対し、隊員への400ドルまでの所得税額控除を許可（法律案審議中） ・隊員に対し、2008年に100ドル（2012年までに毎年100ドルずつ500ドルまで拡大）の個人所得税額控除（法律案審議中） ・大学生の隊員に対し、50%までの学費支払い制度を創設（法律案審議中） ・企業に対し、正規雇用の隊員1人につき1,000ドルの税額控除（法律案審議中） ■その他の支援措置 【ウェストヴァージニア州・オハイオ州・カリフォルニア州・ケンタッキー州・ペンシルヴァニア州・マサチューセッツ州】 ○消防活動による遅刻・欠勤を理由とする解雇の禁止 【オハイオ州】 ○消防活動のため年間40時間の有給休暇を確保 【カリフォルニア州】 ○消防活動や訓練のため14日間の休暇を確保（被雇用者50人以上の企業に限定） 【コネティカット州】 ○勤務中の緊急出動に対して給与の減額や休暇時間の削減等を禁止 【ワシントン州】 ○消防活動によるケガを理由とする解雇の禁止（被雇用者25人以下の企業は除外）	■義勇隊員等に対する税財政上の支援措置 【連邦政府】 ○消防活動に対する地方政府等から隊員への報酬・費用補てんについて、1,000ドルまで課税所得控除・隊員に対し、100時間の消防活動に対して1,000ドル、200時間以上に対して2,000ドルの所得税額控除（法律案審議中） 【ノヴァスコティア州】 ○隊員に対し、個人所得税額控除（2007年：250ドル、2008年：375ドル、2009年以降：500ドル）	■義勇隊員等に対する税財政上の支援措置 【シュレースヴィヒホルシュタイン州・バイエルン州・ブランデンブルグ州】 ○企業に対し、隊員が消防活動で職場を離れた場合にも給与の支払いを義務付けると共に、企業の申請に基づき、市町村が当核費用を補てん。

※「地域総合防災力の充実方策に関する小委員会」報告書より作成